

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

第二学期（後期）の幼児児童生徒の指導について（通知）

長期休業後は、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）の心身の状況や行動に変化が現れやすく、また、休業中の生活習慣の影響等から、様々な問題行動の発生も懸念される。については、下記の事項について、学校や地域の実情、生徒等の実態等に応じて適切な指導が行われるよう貴校教職員に対して周知徹底を願う。

記

1 生徒等の生命と心を守る生徒指導の徹底

- (1) 生徒等への指導に当たっては、信頼関係を大切にしながら、学校の教育活動全体を通じ、他者への思いやりの心を育むとともに、倫理観や規範意識等の醸成に努めること。
- (2) 生徒等の中には、悩みや不安から精神的に不安定な状況にある者もいるとの認識をもち、学校全体として、全ての生徒等の表情、言動等を含めた心理状況の確認を行うこと。その上で、生徒等個々の特性の把握に努め、心配な状況や悩みにつながる要因が考えられる生徒等については、個人面談や家庭訪問等を行い、家庭と協働して生徒等に寄り添いながら、必要に応じて、警察や医療・福祉等の関係機関とも連携した支援を徹底し、生命に関わる重大な事故を確実に防止すること。特に18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬にかけての学校の長期休業明けに急増する傾向にあるため、学校内外における集中的な見守り活動を行うなど具体的な取組を強化すること。
- (3) 問題行動等を起こした生徒等への対応については、問題行動に至った背景や事象の内容を明確にするとともに、あらかじめ定められた規定を踏まえつつも、個々の生徒等の特性等に配慮すること。また、生徒等が自らの行動を反省し、より充実した学校生活を送ることができるよう指導・支援を行うこと。

2 在り方生き方に関する指導

- (1) 学校行事の計画・実施に当たっては、行事のねらいを明確にし、生徒等が自主的・主体的な活動を通して、自己存在感や自己有用感を体感するとともに、他者を認める態度を育み、望ましい人間関係を築く機会となるよう事前・事後の指導を行うこと。
- (2) 生徒等が、地域におけるボランティア活動や諸行事等に参加・参画することにより、社会の一員であるということの自覚を深め、豊かな人間性を養うよう指導すること。
- (3) あらゆる学習機会を通して、生徒等が「命の大切さ」について考え、自他の生命を重んずる態度を培うよう指導すること。

3 いじめの問題への一層の取組

- (1) 各学校においては、「奈良県いじめ防止基本方針」や「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」及び国の「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」の通知等に基づいて、「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直しを行い、実効性のある取組の推進を図ること。また、各学校の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の在り方をはじめ、組織的取組の点検に努めるとともに、会議を定期的開催するなど、いじめ問題への取組を強化すること。
- (2) 一学期末に実施した「アンケート調査」により明らかになったいじめ事案等に対して、解消に向け組織的に取り組み、新たに発生するいじめ事案やいじめに遭っているのにアンケート用紙に記入できなかった事案を想定し、全ての生徒等を対象とした個人面談の実施、保護者との連携、アンケート調査の年間複数回実施等を通して、「些細な、軽微ないじめの芽や兆候」を見逃すことなく、正確に漏れなく認知し、適切に対応すること。
- (3) 認知したいじめ事案が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、速やかに警察に相談し、警察と連携した対応を行うこと。

4 健康・安全管理及び事故防止のための取組の強化

- (1) 学習活動、部活動及び学校行事等の実施に当たっては、出欠確認の上、生徒等の健康状態を十分把握し、特に熱中症の予防について留意するとともに、可能な限り単独での行動をとらせないようにするなど、事故防止の徹底に努めること。あわせて、部活動については、疲労回復の観点より積極的に休養日を設けるなど、安全に留意し、事故防止に努めること。
- (2) 交通ルールの遵守やマナーの向上についての指導に努めるとともに、具体的な事例を通して安全について考えさせ、今一度「自他の命の大切さ」を基盤に据え、交通事故の防止に努めること。特に、自転車の利用については、道路交通法や「平成30年秋の交通安全県民運動」の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて実効性のある指導に努めること。

- (3) 県教育委員会のホームページには「不審者情報」を掲載しており、本年度8月21日現在で65件掲載している。家庭、地域、関係機関と連携・協力しながら、被害の防止及び生徒等の危険を予測・回避する力の向上に努めるとともに、校内における緊急連絡体制等の整備に努めること。
- (4) 児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、子どもの命に関わる重大な事件が、後を絶たない状況にある。日ごろから、生徒等一人一人の表情や言動等の変化に留意し、教職員間の情報交換を十分に行い、児童虐待の早期発見に努めること。また、児童虐待を発見したときは、法に基づき、速やかに、関係機関と連携を図り、当該生徒等の安全確保や心のケアに努めること。
- (5) 学校における実験・実習用薬品の保管や管理を徹底すること。また、家庭科の調理実習や文化祭等の食品営業類似行為を行う場合において、衛生管理に十分配慮し、食中毒予防に関する指導の徹底に努めること。
- (6) 「学校・警察連携制度」について、生徒等の健全育成を図るという目的を全教職員で再確認するとともに、生徒等及び保護者に対して趣旨等を周知徹底し、制度の適切な運用を期すこと。

## 5 問題行動等の未然防止

- (1) 近年、危険ドラッグの販売や使用が潜在化し、生徒等による大麻の所持・使用が報道されるなど、若年層への蔓延が懸念されている。薬物乱用は重大な社会問題であるという認識に立ち、警察等関係機関の協力を得て、薬物乱用防止教室等を計画的に開催するなど、指導を徹底すること。
- (2) インターネット等の利用による軽はずみな書き込みや誹謗中傷等は、いじめや犯罪等に発展し、生徒等が被害者にも加害者にもなるなど、憂慮すべき状況にある。インターネット等の利用による、違法・有害情報から生徒等を守るためにはフィルタリングの利用が有効であることから、あらゆる機会を通じて生徒等に指導を行うとともに、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」の内容を踏まえ、生徒等及び保護者への啓発を行うこと。あわせて、これらの機会に、SNS上における不特定多数の人との不用意な接触や盗撮、児童ポルノ製造等に係る具体的な内容にも触れ、生徒等が被害者及び加害者とならず、自ら身を守ることができるよう指導すること。

## 6 不登校及び中途退学の防止

- (1) 不登校や高校生の中途退学については、長期休業後の学校生活への不適應や学業不振がきっかけとなる場合が多いことも踏まえ、スクールカウンセラー等を含めた教育相談体制の構築を図るとともに、保護者等と連携した上で、実態に応じた適切な指導・支援に努めること。
- (2) 学校及び家庭生活等における個々の悩みや不安等を的確に把握し、それぞれの状況に応じた相談を行うなど、担任を中心とした支援体制の充実を図ること。
- (3) 全ての生徒等が望ましい自己実現に向けて展望をもち、それに向け努力できるよう、一人一人に対し、個別の課題に対するきめ細かな指導・支援を行うこと。

## 参考資料

- ・児童・生徒の生命と心を守る生徒指導の徹底について (平成28年4月26日付け教生第34号)
- ・児童生徒の自殺予防に係る取組について (平成29年7月7日付け教生第115号)
- ・「奈良県立学校における特別指導ガイドライン」の活用及び研修会の実施について (平成29年12月4日付け教生第251号)
- ・「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」の改訂について (平成30年3月23日付け教生第359号)
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について (平成29年3月27日付け教生第331号)
- ・いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について (平成30年3月30日付け教生第380号)
- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年3月 スポーツ庁)
- ・児童生徒等の自転車の運転に係る交通安全について (平成25年12月19日付け教体第383号、教生第221号の2)
- ・不審者にかかわる情報の共有及び対応の在り方について (平成30年3月19日付け教生第358号)
- ・学校(園)における安全管理の徹底等について (平成28年7月29日付け教体第207号)
- ・「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応の推進について (平成29年1月12日付け教体第407号)
- ・「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について (平成30年8月20日付け教生164号の1)
- ・薬物乱用防止教育の推進について (平成28年2月17日付け教体第489号)
- ・インターネットの安全利用に関する研修の実施について (平成30年1月17日付け教生第294号)
- ・不登校支援のしるべ(教員用) (平成24年3月 奈良県教育委員会)
- ・不登校児童生徒への支援の在り方について (平成28年9月29日付け教学第842号、教生第164号、教研第385号)